

2 文科教第 3 2 3 号  
令和 2 年 7 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長  
各都道府県知事  
専修学校を置く国立大学法人の長 殿  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長

浅 田 和 伸

( 公 印 省 略 )

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

( 公 印 省 略 )

令和 2 年 7 月豪雨により被災した生徒への配慮等について (通知)

各専修学校 (専門課程及び一般課程) 及び各種学校 (以下「専門学校等」という。) におかれては、令和 2 年 7 月豪雨により被災した生徒の修学の機会を確保するなどの観点から、下記の事項について十分配慮いただき、適切に対応くださるようお願いいたします。特に、今般、新型コロナウイルス感染症の影響も出ているところですが、専門学校等が休校となっている場合等であっても、こうした支援策について、支援を必要とする生徒等に対し、確実に行き渡るよう、適切に周知・相談対応をいただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 修学困難な生徒に対する経済的支援

授業料等の納付が困難となった生徒に対しては、下にお示しする高等教育の修学支援新制度等の国による支援に加え、納付時期の猶予・減免等自治体や各専門学校等における独自の支援策を含め、専門学校等で学ぶ意欲のある生徒が経済的理由により修学を断念することがないように、適切な相談体制を構築し、きめ細かな対応をお願いいたします。

(1) 高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金の申込み受付

本災害により家計が急変し修学が困難となった専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）の生徒を対象に、高等教育の修学支援新制度及び独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）の貸与型奨学金について、随時申込みを受付け、家計急変後の所得による支援対象者の判定や速やかな支援の開始を行っています。

(2) 返還不要の支援金給付

JASSOにおいては、本災害により本人又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた専門学校の生徒（外国人留学生も含む。）を対象に、JASSO災害支援金（10万円（返還不要））の申請を随時受け付けています。  
※令和2年4月1日以降に発生した災害から、①支給要件の拡充（生計維持者が生活の本拠として日常的に使用している住宅（生徒が居住していなくても可）も対象）、②申請期間の延長（災害発生の翌月から3か月以内としていた申請期限を6か月以内に延長）しています。

【参考】 独立行政法人日本学生支援機構「災害により被害を受けた学生への支援策について」

[https://www.jasso.go.jp/about/information/press/\\_icsFiles/afieldfile/2020/07/06/jp2020070601\\_1.pdf](https://www.jasso.go.jp/about/information/press/_icsFiles/afieldfile/2020/07/06/jp2020070601_1.pdf)

2. 外国人留学生に対する配慮

外国人留学生については、文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構や各専門学校等における経済的支援制度の活用、授業料の納付期限の猶予等の弾力的な取扱い、相談体制の充実等について配慮をお願いします。

また、被災した外国人留学生が、円滑に復学できるよう、授業再開時期の柔軟な設定等、特段の配慮をお願いします。

3. 転学等における配慮について

在学生等の中には、他の地域の学校への転学等を希望する者があることも予想されることから、これらの者の転入学についても、弾力的に取り扱われるようお願いいたします。仮に、授業の再開が当面困難となる学校がある場合には、その在学生等の修学の機会を確保する観点から、特段の配慮をいただくようお願いいたします。

4. 補充のための授業等について

被災した生徒が在籍する学校においては、当該生徒が授業を十分受けることができないことによって、学修に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮をお願いします。

5. 生徒に対する学修評価、就職活動等への配慮

被災した生徒の学修評価、卒業及び課程の修了の認定に当たっては、弾力的に対処

し、当該生徒の進学・就職等に不利益が生じないように、配慮をお願いします。また、現在就職活動中の生徒に対しては、ハローワーク等関係機関と連携しつつ、相談業務の充実を図る等、きめ細かな就職支援の実施に努めていただくようお願いします。

なお、被災による心的ストレスを抱える生徒の把握に努め、状況に応じて地域の医療機関等とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応をお願いします。

#### 6. 受験生に対する配慮

被災した受験生の進学のための確保を図る観点から、令和3年度専門学校入学者選抜の実施に当たっては、各専門学校等の実情に応じ、検定料等の減免や徴収猶予、出願書類の取扱い等における配慮可能な措置について御検討いただくとともに、措置を決定した場合は、できる限り広く情報提供を行うようお願いします。

#### 7. 学校を再開する際の留意点について

学校の再開にあたっては、学校施設等における安全性を確認するとともに、がれきや破片等の除去や立ち入り禁止の措置など当面必要となる応急復旧等を行い、生徒の安全に万全を期すこと。

<本件担当>文部科学省（03-5253-4111）

**【専修学校・各種学校について】**

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係 内線：2915

**【日本学生支援機構における貸与型奨学金事業について】**

高等教育局学生・留学生課奨学事業係 内線：2521

**【日本学生支援機構における高等教育の修学支援新制度について】**

高等教育局学生・留学生課高等教育修学支援室 内線：3956